

新規事業採択時評価結果(令和6年度新規事業化箇所)

担当課:道路局 環境安全・防災課  
担当課長名:伊藤 高

事業の概要

事業名	スマートICアクセス 市道(仮称)外環八潮スマートインターチェンジ アクセス線 (仮称)外環八潮スマートIC	事業区分	地方道	事業主体	埼玉県八潮市
起終点	自:埼玉県八潮市大字八條 至:埼玉県八潮市大字八條	延長	0.5km		
事業概要 市道(仮称)外環八潮スマートインターチェンジアクセス線は、東日本高速道路株式会社が東京外環自動車道の休憩施設として整備を進める(仮称)八潮パーキングエリアに接続する(仮称)外環八潮スマートインターチェンジの1次アクセス道路であり、地域産業の活性化、救命救急体制の強化、災害時の避難行動の支援などを目的とし、(仮称)外環八潮スマートインターチェンジから国道298号側道及び市道(仮称)入谷東西線を接続する延長約0.5kmを整備するものである。					
事業の目的、必要性 当該事業の整備により、東京外環自動車道へのアクセス性が向上することで、地域産業の活性化や救命救急体制の強化が期待される。					
全体事業費	約3.7億円	計画交通量	4,100台/日		
事業概要図 					

事業評価結果

費用 便益 分析	B/C	4.3	EIRR	16.9%	総費用	3.4億円	総便益	15億円	基準年	令和5年
	(参考)	6.3 [2%] 7.6 [1%]			事業費: 3.1億円 維持管理費: 0.30億円		走行時間短縮便益: 12億円 走行経費減少便益: 2.3億円 交通事故減少便益: 0.20億円			
	感度分析				交通量変動	B/C= 4.0~4.8	(変動ケース: ±10%)			
					事業費変動	B/C= 3.9~4.7	(変動ケース: ±10%)			
					事業期間変動	B/C= 4.2~4.6	(変動ケース: ±20%)			
事業 の 影 響	評価項目	評価		根拠						
	自動車や歩行者への影響	渋滞対策	—	・注目すべき影響はない。						
		事故対策	—	・注目すべき影響はない。						
		歩行空間	○	・学校側に歩道を整備することにより、現在歩道が存在しない区間に新たに安全な歩行空間(歩道幅員2m)を確保。						
	社会全体への影響	住民生活	◎	・市内から東京外環自動車道沿線の第3次救急医療施設(川口市立医療センター)への搬送時間が短縮(22分⇒14分)され、救命救急体制の強化が期待される。						
		地域経済	◎	・市内工業団地から草加ICまでの所要時間が短縮(45分⇒16分)、また、外環三郷西ICまでの所要時間が短縮(23分⇒12分)され、輸送の利便性向上による業務効率化及び地域産業の活性化が期待される。						
		災害	◎	・(仮称)外環八潮スマートインターチェンジの整備により、道路ネットワークが強化されることで、地震時の広域的な避難・救助や緊急物資の輸送等を円滑に行うことが可能となり、防災機能の向上が期待される。						
環境		—	・注目すべき影響はない。							
地域社会	◎	・東京外環自動車道(仮称)外環八潮スマートインターチェンジとの連携による更なる沿線都市間の交流促進が期待される。								
事業実施環境	○	・常磐自動車道との連結許可(令和4年9月22日) ・都市計画手続き完了(令和6年3月5日)								

採択の理由

費用便益比が4.3と便益が費用を上回っており、また、都市計画決定手続きが完了(令和6年3月5日)し、事業採択の前提条件が確認できる。  
また、当該路線と(仮称)外環八潮スマートインターチェンジの一体的な整備により、市内工業団地から東京外環自動車道へのアクセス性の向上による地域産業の活性化、市内から第3次救急医療施設への搬送時間の短縮による救命救急体制の強化などの整備効果が期待でき、本事業の整備の必要性・効果は高いものと判断される。  
以上により、本事業は令和6年度新規事業箇所として妥当であると考えられる。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価格に社会的割引率(4%)を用いて基準年の価値に換算し集計したもの。  
※B/Cの値は、社会的割引率4%を用いて計算した場合の費用便益分析結果。また、比較のために参考とすべき値として1%及び2%を設定し、それに対応する費用便益分析結果を参考として併記している。([ ]内は社会的割引率の値)

関係する地方公共団体等の意見  
・都市計画手続きにおいて、周辺住民と合意形成を図っている。(令和5年5月説明会開催)

学識経験者等の第三者委員会の意見  
・学識経験者、関係行政機関、市議会議員の代表者等13名で構成する八潮市都市計画審議会(令和6年1月16日)において、新規事業化は妥当であると評価。

事業採択の前提条件  
・便益が費用を上回っている。  
・令和4年9月30日付で(仮称)外環八潮スマートインターチェンジが新規事業化している。  
・都市計画手続き完了(令和6年3月5日)し、円滑な事業執行の環境が整っている。